

後を絶たない米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

本年、10月6日午前4時8分、本町北谷一丁目で米軍嘉手納基地所属の空軍兵27歳が、基準値の2倍近くのアルコールを帯びた状態で普通乗用車を運転したとして、道路交通法違反の容疑で現行犯逮捕された。また、12日午前2時51分にも本町美浜2丁目で、米海兵隊一等軍曹34歳が、基準値の約3倍のアルコールを帯びた状態で車を運転したとして、同容疑で現行犯逮捕された。

本町議会では、飲酒絡みの容疑で現行犯逮捕される事件が頻発し、去る9月27日に、抗議決議及び意見書を全会一致で決議し、関係機関に対して抗議及び要請を行った。それにもかかわらず、米軍人等による道路交通法違反等の事件が繰り返されることは、到底看過できない。

今回の飲酒による事件は現行犯逮捕の時間から見ても、米軍が定めた外出禁止時間外リバティ制度に違反しており、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではなく強い憤りを禁じ得ない。恩納村においても、10月27日に飲酒絡みの器物損壊、住居侵入、公務執行妨害等の重大事件が発生した。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決につながらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティ制度の機能強化を図ること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法、法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。

以上、決議する。

令和元年11月1日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米インド太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
第3海兵遠征軍司令官 嘉手納基地第18航空団司令官 在沖米国総領事